

平成25年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成25年3月15日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成25年3月15日（午前9時00分）

出席議員	1番 岡村 広彦	2番 舟瀬 勝	3番 登 喜三雄
	4番 濱岡 裕之	5番 牧 幸作	6番 木本タエ子
	7番 八木 淳	8番 芝山 延男	9番 中森 慰
	10番 福井 秀治	11番 中井 利正	12番 中村 忠彦

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	副 町 長	縄手 一郎
総 務 課 長	八木 一夫	総務課防災担当課長	中川美知彦
政策調整室長	西岡 一義	税務住民課長	山下 弘文
福祉保健課長	坂本 裕	生活環境課長	長谷川晃一
産業振興課長	山下 和行	建 設 課 長	北村 晴紀
会計管理者兼出納室長	岡村 哲也	教育委員会教育長	藤田 心作
教育委員会事務局長	中西 力		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西村 肇	書 記	山下 喜市
書 記	奥田 浩一	書 記	阪口 昇吾

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 10番 福井 秀治 議員
 - 3番 登 喜三雄 議員
- 日程第2 各常任委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第1号～議案第26号）
- 日程第4 採決（議案第1号～議案第26号）
- 追加日程第1 議案の上程（議案第29号）
- 追加日程第2 提案理由の説明（議案第29号）
- 追加日程第3 質疑、討論、採決（議案第29号）
- 追加日程第4 議員提出議案の上程（発議第1号、発議第2号）
- 追加日程第5 提案理由の説明（発議第1号、発議第2号）

追加日程第6 質疑、討論、採決（発議第1号、発議第2号）

日程第5 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

上程議案

- | | | |
|--------|--|------------------------|
| 議案第1号 | 平成25年度 | 度会町一般会計予算 |
| 議案第2号 | 平成25年度 | 度会町国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第3号 | 平成25年度 | 度会町簡易水道事業特別会計予算 |
| 議案第4号 | 平成25年度 | 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 議案第5号 | 平成25年度 | 度会町介護保険特別会計予算 |
| 議案第6号 | 平成25年度 | 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算 |
| 議案第7号 | 平成25年度 | 度会町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第8号 | 平成24年度 | 度会町一般会計補正予算（第5号） |
| 議案第9号 | 平成24年度 | 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 議案第10号 | 平成24年度 | 度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第11号 | 平成24年度 | 度会町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第12号 | 度会町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第13号 | 度会町暴力団排除条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第14号 | 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第15号 | 度会町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第16号 | 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第17号 | 度会町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例について | |
| 議案第18号 | 度会町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例について | |
| 議案第19号 | 度会町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第20号 | 度会町営住宅等の整備基準を定める条例について | |
| 議案第21号 | 度会町水道法施行条例について | |
| 議案第22号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について | |
| 議案第23号 | 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について | |
| 議案第24号 | わたらい老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及びわたらい老人福祉施設組合の規約の変更に関する協議について | |
| 議案第25号 | 度会広域連合の共同処理する事務の変更及び度会広域連合規約の変更に関する協議について | |
| 議案第26号 | 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の指定管理者の指定につき同意を | |

求めることについて

議案第27号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第28号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

報告第1号 専決処分の報告について

◎開会の宣告

(9時17分)

○議長(中村 忠彦) ただ今の出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって、平成25年第1回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

10番 福井秀治議員。

《10番 福井 秀治 議員》

○10番(福井 秀治) おはようございます。10番議員の福井秀治でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、区入り未加入者への問題についてでございます。私は、今、平成24年度の大野木区の役員をしておりまして、この問題と正面から向き合っておるところでございます。ここ何年間かの中に、大野木、棚橋地内へたくさんの新しい世代がふえてまいりました。以前は、名字でその在所在所がわかるほどでありましたが、今は聞きなれない名字で在所在地がわからないというようなことから、新しい時代の流れを感じるところであります。時代が変われば考え方も大きく変わり、今までのように隣とのつき合いに重きを感じず、他人とのかかわり合いを嫌うという都会的な感覚を持った方々がふえてきたところであります。若い人々がふえ、定住化していただくことは喜ばしいことではありますが、このような難しい問題が生じてきておりまして、現在、大野木地内では100を超える戸数が区未加入となっております。

先の区の総会において、現状を放置することなく何とか区に入っていくための方策を積極的に推進していこうということで、各戸へ訪問し区入りのお願いのパンフレットに区規約のコピーを添付し、理解していただくようにしておりますが、なかなか実を結ばず、結果につながっていないのが現実であり、残念でなりません。

このような問題はお隣の玉城町でも同様らしく、1月5日の中日新聞伊勢志摩湾に玉城町町長は職員を前にした年頭訓辞の際、町内世帯の約20%が自治区に加入していない状況を上げて、人と人とのつながりをもう一度大切にしていこうとする取り組みが必要との考えを述べたと書かれてありました。この地域では、南海トラフを震源とする巨大地震がいつ起きても不思議でないと言われております。大野木区では平成16年より自主防災会を組織し、指定避難場所であります大野木公民館で初期消火や救護看護など防災訓練を重ねております。実際の災害に備えて互いの命や財産を守る共助の理念を実践していく上においても、区に入り自主防災会での信頼、連帯の行動が求められるところであろうと考えます。この区入りの問題は、もとより区が果たすべき役割、仕事であります、なかなか難しいのが実情であります。町として必要性の啓蒙などを含めて、何らかのサポートといたしますか、手助けをお願いするものであります。町長の所見をお伺いいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの福井議員さんの質問にお答えをいたします。

区入りの未加入者が非常に増加しているけれども、町として何らかの形でのサポートができないものかというような質問だと受けとめます。

大変、私もこれは難解な問題であると考えます。

度会町は、昭和30年に旧村四つの村が合併をしまして、34字を単位として農林業を中心に農山村の共同集落体として地域内での共同生活を通じまして、町と区民の皆さんとの強い絆のもとに、高度経済成長期を経まして、今日までまちづくりを進めてまいりました。昭和31年には、第一次産業が活発で非常に上昇傾向のもとに、度会町の人口は1万172名ということになっておりました。現在は、その一次産業が工業生産発展の中で、非常に長期低迷となりまして中山間地域におきましては、少子高齢化が進み社会の絆が非常に希薄となりまして地域間の格差が拡大しているというのが、全国的に傾向でそういう時代を迎えております。

議員さんのおっしゃるとおり、各字での区への未加入者問題が生じておまして、これはもう字の大字、中字、小字、大中小かかわらず少なからず、こういった問題が起きていることとございます。特に、今おっしゃったように、棚橋と大野木の区内での未加入者というのは非常に多くございまして、少子高齢化の社会の現実というのが、この一つの要因になっているのかと私は考えています。

大野木区は、先ほども議員さんおっしゃったように、392世帯の中で108世帯が未加入者ということで、棚橋のほうも区長さんにお聞きしましたら、現在のところ391世帯の中で148の未加入者だそうとございます。棚橋の場合はマンションとか、それから借家の一部ですけども、これが約50世帯ぐらい含まれていないということになっております。

それぞれの字で、それぞれの努力をしていただいていると思いますが、やはり区内では区長さんを中心に加入の促進の努力はしていただいているということは、もう非常に我々もよく熟知しておるんですけども、そんな中で、議員さん言われたように非常に都会的思考といいますか、諦めと限界というか誘いをかけても応えないというような、多く現状が出ております。

この町の人口が平成24年の3月から平成25年の2月までの一年間で調べてみましたら、転入者が209名、転出者が237名、出生がわずか52名、お亡くなりになった死亡者の数が107名ということで、差し引きをしますと、一年間83名の人口減少となっております。9,000名を割って8,800人代というところまできている、非常に厳しい状況でございます。町としましては、区入り未加入者の町全体での実態数字は把握はできておりません。今後、努力をしてまいりたいと思います。

区入りにつきましては、先ほども議員さんのお話の要因ございましたが、若い人たちの未加入者が非常に多いと、一方では若い人たちがなく、老人の方々が逆に、区とのつき合いが金銭的なもの、あるいは労力の提供、それから体力的なものから不可能となって脱会しているというところもございます。若い人にとっては、やはり土曜、日曜、祝日、この休みに区が行う事業等が制約とか、規制という言葉で非常に受けておられているんじゃないかというのは懸念と、それから区入りした場合に、受益者としての利益が具体的にやはり少ないのではというような考え方がございまして、区入りというのが若い人たちにとっても必ずしもプラス思考になっていないような実情、そして、魅力に欠けるという面があるということで、これはもう当然、町の責任もあろうかと思えます。

そんな中で、わずかでございますけども、よい例もございまして、これを見習っていただきたいなと思っておりますけども、平成9年に宮ノ西団地、それから平成14年に度会団地が自治会を発足しております。34字と2自治会となりまして、これでおかげでその後、町政の行政全般にわたりましては、連絡体制等が情報の伝達もスムーズになりまして、その地域内での要望活動によって町との伝達が改善されまして、自治会の皆さん方の安全な暮らしのために、決して十分ではございませんけれども、要望への回答を踏まえまして、地域活動と町とのすき間風が少なくなって、引き続き地域共同活動の御尽力をいただいているのが実情で、私の実感でございます。

今後、町としてのサポートの体制というのを、町と区とのきずなを深めていくのがもちろん努力が必要だと思いますとともに、各字の区長さんや、それから区長会を通じて、町や各地域でのイベントや行事、それから事業もですけども、あるいは私のよくいう地域資源のスポットというところへの町民の方々、特に若い方々の積極的な参加をしていただくための周知、それから参加を促進して、若い人たちの出会いといいますか、そういうのを頻繁に高めていくというような、いわゆる区入り

の魅力を高める環境づくりが、度会町としては大切であると考えています。

また、先の二つ申し上げた自治会のように、一方では、町内である一定の集約的な団地が形成された場合、自治会発足への住民の皆さん方との町としての相談、そして規則づくりの一般ではなかなか煩わしいところがありますので、そういった行政手続の支援を現在も今、微力ですけれども行っておりますけれども、ますますもっと積極的に働きかけていく必要があるのではないかと考えております。

ただ基本的には、町と区の皆さんとの連絡を密接にしながらも、区内でのやはり魅力等をそれぞれの創意と工夫によって区長さんをはじめ、一つ御努力をお願いするというのが、もうこれは肝心なことをごさいます、また強制加入というのができませんので、今後、強力にサポート体制をとりながら対応をしてまいりたいと思います。

それから、議員さんの言われる防災・福祉面はもちろん、このほかの分野につきましても、当町が非常により住みよい、魅力あるまちづくりを一步一步前進して取り組んでいくということが、この一番最大課題である若者の定住、定着につながって、その活動が各区の活力を取り戻す因となり、区への加入者がこれから増加して、その町へ発展へつながるということを考えておりますので、また一つ御協力をお願いします。

そして、また相互扶助の精神という言葉もございましたけれども、これはもうどの地域でも、どの時代でも当然のことをごさいますけれども、そこに非常にたどり着くというには、多くの課題があって、非常に困難なんですけれども、今後、町行政の住民の皆さんと、委員の皆さんと中期的な展望のもとに、着実なまちづくりの中の努力を惜しまずに、これから区入りの未加入者の問題の解消の一つに向けて、まちづくりの御尽力を賜りますように、一つよろしくお願いをしたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 福井議員。

○10番（福井 秀治） 御答弁ありがとうございました。

今後の町の対応に期待するものでございます。

それから、今までは葬式といいますと、区頭班長さんが葬儀委員長となりまして、それぞれ役割分担をしながら、組、班の皆様にお世話になるというつながりがあったわけですが、そしてまたいつかは自分のうちもというような気持ちでいたものでございます。それでも、最近では葬儀屋さんに依頼し、セレモニーホールで通夜、葬儀をとり行うようになってまいりました。このことも組や班のつながりといいますか、結束がだんだんと希薄になっていくことになるのではと危惧するものであります。難しい現状ではありますが、粘り強くこの問題に向き合っていかなければならないと考えております。

次に、南伊勢高等学校度会校舎の将来についてでございます。

今から10年ほど前だったと思いますが、南勢地域高等学校再編活性化協議会というものが中心となりまして、高校の適正規模が3クラスから8クラスといわれ、それをもとに度会高校と南勢高校との合併という問題が起こりまして、県への陳情や、そしてまた町民を送り込んだ激しい反対運動を行い、度会高校単独の存続を訴えたところではございましたが、結局、度会高校の名は消え、南伊勢高校度会校舎となりました。校舎別になったものの、南勢高校が本校扱いとなり、度会校舎には校長ではなく準校長が管理者となって、現在に至っておるような次第でございます。

ここにきて再び、大きな危機が迫りきております。学級数を現在の2クラスから1クラスに減らすべきとする提案が、伊勢志摩地域高等学校活性化協議会でまとめ、平成27年度を目途とし、平成26年度に前倒しの可能性も含むとあります。そして、将来は他の高等学校の分校になるといわれており、この時点で南伊勢高校の名称も消えてしまうこととなり、その後、定数割りが続けば、最悪の廃校への道を進むといわれております。こうした背景から度会町、南伊勢町、玉城町の3町長、そして3町の議長からも同南伊勢高校の定数維持と存続の要望書を提出していただいたところであります。

鈴木知事が唱える三重県南部活性化は、若者の定住化と雇用の拡大にあり、その基本理念からは大いに矛盾しており、郡部の高校が効率のみを考え、一方的に都市部に集約され、地方の活力を奪っていく、この流れを何とか断ち切りたいものであります。

この高校の歴史をたどれば、開校は戦後間もない昭和23年で、村当局は地域の教育こそ未来の度会の地に光をもたらす最大のものであるという理念のもと、県に陳情を重ね、県立明野高等学校内城田分校としてスタートをされました。しかしながら、当時は独立した校舎はなく、内城田小学校の一部を間借りするという状態でありました。昭和30年4カ村が合併し、度会村となり、独立校舎建設の機運は日増しに高まり、昭和31年現在の度会支援学校の地に、独立校舎建設の起工式を行い、昭和33年に竣工し、移転することができました。そして、昭和49年には明野高校より独立、分離独立して度会高等学校となり、現在の地に建設をされました。平成16年に南伊勢高校度会校舎となり、現在に至っておるわけでございます。昭和20年代から、30年代にかけては、高校の施設整備の費用はかなりの地元負担が課せられていたそうであります。そのため校地の確保及び校舎建設などは町当局はじめPTAさえも相当の負担を強いられたと聞いております。

このように施設面の整備をはじめ、全日制への切りかえにおいても、行政、議会、地元住民の努力と熱意によってなし得たものといわれております。

このように高校を設立した際の熱き想いと、財政難の中から多くの町費を投入し、

支えつくり上げてきた先人たちの努力、苦勞を思うとき、私たちは今後も我がまちの高校として活性させていく責務があると思うわけであります。

このように、本当に地域に根差した地元の高校として、いつまでも存続できるような多くの町民が、この思いを共有できるようにしていただきたいと思います。できれば、10年前のような度会高校の将来を考える会のような組織をつくり、粘り強い運動を続けていければと考えますが、教育長の思い、所見をお聞かせください。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長。

○教育委員会教育長（藤田 心作） ただいまの福井議員さんの御質問にお答えをいたします。

この部分につきましては、私の個人的な私見というような意味合いもかなり多く出てくるとは思いますが、よろしく願いをいたします。

福井議員さん御指摘のとおり、平成24年度の伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会におきまして、平成27年度までに度会校舎を1学級とせざるを得ず、南伊勢高校は1学年2学級となることから、将来的に南勢校舎、度会校舎をそれぞれ他の高校の分校とすることを検討する必要があるとされました。

また、現在、三重県教育委員会が更新策定中の県立高等学校活性化計画では、従来の方針を踏襲いたしまして、学校の入学者数が募集定員の半数に満たず、その後もふえる見込みがない場合は、原則として、翌年度から募集停止するということとされております。すなわち、度会校舎の場合、1学級になりますので、募集定員40名の半分20名を割ることになりますと、この傾向が、ここ数年続いておることから、翌年には募集停止に至るといような状況にあるかというふうに思います。

これらのことを踏まえまして、昨年12月に南伊勢町、玉城町、度会町の町長、並びに議会議長がそれぞれ連名で三重県知事、三重県教育委員会の教育長及び三重県議会の議長さんあてに、定数維持と存続の要望書を提出したところでございますが、2学級の定数維持は極めて困難な状況であり、ここ3年間全て80名の定数割れを来しております。

平成25年度の今年の入学希望者の状況によりまして、まだ今後、二次募集がございますので、その状況を踏まえた中で、平成26年度の募集定員は1学級40名となる可能性がございます。

ここ数年の校舎の入学者は平成24年度は61名、平成23年度は55名、平成22年度は71名というふうに定数割れが続いております。

このような現状からいたしておりますと、ここ数年のうちに度会校舎、南勢校舎はそれぞれ他の高校の分校とすることを打ち出されてくるというふうに考えております。他の高校の分校となりましても、度会校舎を存続させるためには定数割れとならないことが最重要課題となります。そのためには、伊勢市、玉城町、度会町の

中学生が度会校舎に入学を希望するような方策を講じていかなければなりません、中学生や、その保護者にはそれぞれの進路希望がございまして、一朝一夕にはまいりません。まずは度会町の皆さんに度会校舎の現状を理解していただき、できるだけ度会中学校の生徒が度会校舎を選択していただけるよう働きかけていくことも必要かと思えます。そのためには、度会校舎に学校の活性化や生徒に魅力のある学校づくりをしていただくことが必要であり、地域の皆さんや町行政の御協力をいただきながら、度会校舎と連携して魅力ある学校づくりに努め、地域に根差した高校として存続できるよう努力してまいりたいと思えます。今後も引き続き、玉城町、南伊勢町と連携、協議してまいりますので、議会議員の皆様方にも御協力を賜りますようお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 福井議員。

○10番（福井 秀治） 御答弁ありがとうございます。

この問題ですが、やはり一部の人だけがわかっているというのではいかなので、やっぱり多くの町民の方がこの実情を理解していただいて、そして、みんなの力で活性化と存続に向けての運動を進めていただきたいなというふうに思います。

続きまして、みえ森と緑の県民税についてでございます。三重県では平成26年4月1日よりの導入に向け、準備費用として1,753万円を計上し、整備予定地の調査を実施するほか、県民集会などで県民への周知を図るとしております。森林環境税は関係条例案が県議会、定例会に上程されており、可決されれば税額は個人が年間2,000円、法人が県民税均等割額の10%総合額ということで2,000円から8万円となります。85%の森林面積を持つ度会町にとってどれほどのメリットが考えられるのか。そして、この世の中の増税ムードの中、新たにつくり出される森林税についての所見をお聞かせください。

また、森林に関連してCO₂削減を取引するJ-VER制度への取り組みについてですが、前の答弁の議事録を見る限り、よりよい結果が出ているはずではありますが、その後の経過と成り行きについてお聞かせをください。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、福井議員さんの二つでございますけども、森林税及びJ-VER制度ということの質問にお答えをしたいと思います。

三重県におきましては、まず森林税のほうでございますけども、森林の荒廃の増加と自然災害の発生状況を考えたときに、皆さんの生命、財産を守るための災害に強い森林を早急に実現する必要があることから、その財源の確保として新たな租税でみえ緑と森のきずな税、これ仮称でございますが、の導入に向けて3月のこの県議会に議案上程をされているところでございます。

この税金につきましては、内容としましては議員さんおっしゃいましたけども、

個人では町県民税の県民税均等割に1,000円を。それから、法人税につきましては10%相当額を上乗せをして財源として、導入を平成26年4月1日からということで、税収規模は約年10億円と試算をされております。

この税収の活用につきましては、市町村の交付金事業として県と市町で折半し配分されるものですが、市町には、均等割、人口割、森林面積割の3方式を組み合わせ配分をされるという予定でございます。

対象事業につきましては、森林における防災対策と森林環境教育、この二つの主な対象事業としておりまして、林業振興につきましては、既存の補助事業があることから対象外ということになっております。

また、県事業につきましては、山崩れの危険性のある人家等を対象としたようなハード事業を対象とする予定をされております。

現在のところでは、担当課において県の説明会が、実施されておるんですが、詳細につきましては、まだ非常に未確定な部分がございますが、林業振興という観点ではなく、先ほど申し上げました防災対策と森林環境教育という、この方向性で事業展開をしていくと考えられています。今後は、その実施に向かった対象事業のやはり内容をよく吟味をして、当町が実施をしたいというような事業内容等を照合しながら、この本税を有効活用できるように対処をしてみたいと思います。

ですので、例えば、本町として所望したいなと私自身が思っておりますのは、二、三例を挙げますと、民家裏の災害上危険な木々の伐採、それから子供たちの通学路沿いの危険な木々の伐採とか、あるいは河川のほうの管理として災害で非常に崩落危険なところ、やわらかい、軟弱なところといったところへ植樹をして、これに根強い、いわゆる自然林を形成していくというような事業というようなことを考えていきたいと思っておりますけど、今後の動向を見て調整しながら精査をしてみたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願いします。

それから、J-V E R制度につきましては、近隣で大台町が、町の所有する森林の1,597ヘクタールのうちの間伐等の整備を行って、この制度に適合するうち人工林の144ヘクタールを森林の管理による吸収量としてCO₂のJ-V E R制度への申請をしておられます。

具体的には、やはりキャノン複合機製造時に発生するCO₂のオフセットの100トンとか、それからCOP10とか、MOP5の開催における1,003トン、そして百五銀行野球部の活動に係る環境負荷をオフセットする10トン、そしてまた、三交不動産の住宅展示場での電力使用量によるオフセットの200トン、第42回の全日本大学駅伝の対抗選手権大会の運営のオフセットの60トン等がクレジット販売をされているのが現状でございます。大台町におきましては基幹産業として長年実施してきた森林整備によりましてJ-V E R制度に適合する森林を築き上げられたものと考

えております。

また、既に実施されている大台町への方へ議員さんおっしゃった記憶、私もございますけども、2回ぐらい質問をいただいて、今回3回目ではないかと思っております。その中で2回目のときに、大台町の方へは平成23年度中に担当課の職員を派遣しまして、研修に行かせることを答弁しておりました、トップとして大台町の町長に私の方から依頼をして、快い返事もいただいておりますけども、その後、町内で検討の中で町としてのいわゆる大台町と度会町との地理的な条件、地形的、あるいは森林状況の実態の違いというようなものを検討した中で、残念ながら町としての森林整備はまだまだ、森林整備を中心にしてからでも遅くないというようなことをごさいますして、議員さんのおっしゃっていただいた約束を実行しておりませんので、一つ素直におわびを申し上げたいと思います。

ただ、度会町の場合は、申し上げて、検討の中で得た考え方としましては、町有林がうちは300ヘクタールございます。いずれも上のほうにございますので、やはりそこに対する作業道とか、そういったものもまだ整備はされておられません。そんな中、度会町の場合、町有林300ヘクタールのうち、分収契約地はJ-V E R制度の対象外になりますので、これを除く100ヘクタールが対象となると思われませんが非常に散在しておりました、路網整備を含めた、やはり森林の適正な管理というのをまず先に行わなければならないような現状にございます。このJ-V E R制度そのものが市場流通するものであって、国際的な考え方と整合を保ちながら、常にこの高いレベルでの安定した品質、それから森林の適正な管理がやはり確保されたものでなければなりませんので、この森林整備を行うとなりますと、まず財政面を含めまして、路網整備などで現状ではちょっと度会町には、まだ今のところハードルが高いのではないかと考えております。

今後は、その森林整備を進めていきながら、大台町さんの例だけでなく全国でのJ-V E R制度の進捗状況を見ながら、この制度が当町の自然環境や生活環境にどんな利点をもたらすかということを経営的に検討をしていくという、検討課題として取り組んでいきたいと思っておりますので、現状としてはこのような御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 福井議員。

○10番（福井 秀治） 森林環境税については、災害に強い森づくりということで、また治山工事にも使えるのではないかと思います。大いに歓迎するものでございます。

CO₂削減を取引するJ-V E R制度につきましては、研究をされたけど、なかなか成果が上がりにくいというようなことで、どうもあまりしっかりと取り組まれ

たというような感じがしないわけでもないんですが、町長のよく言われる創意と工夫ということが、ことこの歳入を増やすことについては、余り使われていないのではないかなと思っております。

私が以前申し上げた広告収入の件についてもそうでありますし、ふるさと納税においても然りであります。玉城町が除く納税が抜きに出ておりますが、やはりこれは創意と工夫でもって、いろいろな手だてをしていたからではないでしょうか。創意と工夫は玉城町長にとられたのではないかと思うのは、私だけでしょうか。中村町長は就任して6年ということで、まさに円熟期であります。創意と工夫を、そして企画力を大いにバージョンアップしていただきまして、さらなる飛躍を期待して、私の一般質問をこれにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、福井秀治議員の質問を終わります。

続きまして、3番 登喜三雄議員。

《3番 登喜三雄 議員》

○3番（登喜三雄） 登喜三雄でございます。

議長の許可をいただき、道の駅基本構想について、質問をいたします。

すなわち、今期定例会に提案されました道の駅の建設プランについて、この道の駅が住民の皆さんのどのような福祉の増進を図ろうとするのかを検証したいと思っております。

さて、久しぶりに創造的なプランが提案されました。この新年度予算に計上されました道の駅関連予算、調査設計費用としての約400万円ほどについて、当然のことながら期待感を持つ人がいる一方で、心配する声も聞こえてまいります。私は、その基本構想に関する住民の皆さんが抱く、次の素朴な論点を明らかにしながら、十分な検証を重ね、慎重かつ効果的な予算の執行を望むものでございます。

なお、予算委員会の審議におきましても、他の議員からも私同様の観点から400万円といわず、必要ならば増額をしてでも将来に禍根を残さないようしっかり検討をするようにとの意見が出されておりました。今回、提案された予算を私は可とすることを前提に、それでは質問に入ります。

まず、1点目は道の駅の目的について質問をいたします。地方自治法第1条の2第1項に地方公共団体、すなわち度会町は度会町民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を実施する役割を担うとされていますが、この道の駅の設置の目的はどこにあるのですか。どのような住民の福祉の増進が図られるのか、そして、この久しぶりの創造的なプロジェクトを推進するに当たっては、平成23年3月ちょうど2年前に中村町長により提案され、可決されました度会町の上位計画、第6次度会町総合計画に当然ながらしっかりと位置づけされたものでなければなりません。議案に対する質疑でも、少し触れさせていただいたところですが、いま一

度、度会町総合計画のどの施策の体系に位置づけられているのかをお尋ねいたします。

法律が表現する住民の福祉の増進を図るということは、ともすればその多くが児童福祉や高齢者福祉等社会的弱者に対する施策と理解されがちですが、教育も産業も道路も水道もスポーツも全ての行政分野における住民の幸せを追求するのが、役場の務めであることを改めて自問自答しなければなりません。だから、この道の駅がどんな福祉の増進にかかわるのかをしっかりと認識した上で取り組まなければなりません。近隣町と連携した式年遷宮後の伊勢地域への入込客の落ち込み対策、度会町の日帰り観光客の増加がどのような住民の福祉の増進に寄与するのか。改めて議論を深める必要があるものと思います。

それでは、2点目の質問に入ります。

さて、目的が理解されたとするならば、少なくとも、次の素朴な論点を整理した上で、まずは自前の基本構想を描く必要があります。私の手元に幾つかの全国の道の駅の基本構想があります。いずれの計画書もA町をB町に、C町をD町に置きかえれば、似たり寄つたりのものとなっております。このことは国土交通省のガイドラインに沿っての計画とならざるを得ないためであります。安易に外部委託に頼るようでは、度会町の魂が入った道の駅にはなりません。町長が今、描いている段階は強い思い、強い希望であって、次の段階はこれを具現化するためにコンセプトがはっきりした、まずは自前の基本構想が必要となります。金をかけるのはそれからです。この後、専門業者に基本計画、基本設計、実施設計等を委託し、その内容を十分、吟味、補正し、その後、ハード部分が完成を見ることとなります。これに並行して、経営管理の分野を確立しなければなりません。腰だめの状態から、道の駅という的を正面に捉え直す必要があります。

次の六つの論点について、見解を糺します。

ア、まず1点目、場所はどこを想定しているのか。候補地の耐洪水性は想定したか。宮川が氾濫し至るところで町道県道が冠水した平成16年、平成23年の洪水の教訓は生かされているのか。敷地造成は切り土、盛り土、いずれの工法となるのか、地耐力と造成に係る経済性は検討したのか。

イ、2点目、国土交通省は道の駅のガイドラインを示し、交通量、1日当たり5,000台以上が望ましいと言うが、その見通しはどうか。

ウ、3点目、これもまた国土交通省により三つの機能、いわゆる休憩機能、情報発信機能、地域連携機能、この三つの機能を兼ね備える施設の建設が認められ、また求められております。そもそも候補地とする今のところ伺っております、サニーロードの道路管理者は三重県知事だと思っておりますが、これら三つの機能を整備するこ

とは誰の負担で、誰が建設し、誰が運営するのか。

エ、4つ目、私は近傍にある同じ目的の施設が共存共栄できるとは思いません。レストラン、物産展がもし併設されるならば、仮定の話で恐縮ですが、併設されるならば、スクラップアンドビルトの観点から、類似施設でありますバザールわたらいを廃止すべきではないでしょうか。御所見をお伺いいたします。

オ、5点目、このことは私もなかなか理解できないでいることとして、お尋ねをさせていただきます。地方自治法第244条に規定する公の施設と、この道の駅はなるのかどうか。この公の施設となれば、単純に公設民営、役場を立てて民間が運営するともいわず、選択肢の一つとして指定管理者制を用いた場合、営利行為は理論上、どのように整理するのか、すなわち行政財産の目的外使用と指定管理者制について、適法かどうかの質問でございます。

ここに少し全国の自治体の担当者が悩みながら、このことについて問答をしております。資料を引用させていただきます。

指定管理者と営利行為について、一般住民が施設を利用する場合の許可業務を指定管理者が行うことは問題ありません。営業行為を行う場合の施設使用に対する許可であれば、行政財産の目的外使用となるので指定管理者が行うことはできません。行政財産の管理は、自治法で定められているとおり、地方公共団体の長の専権事項ですので、長以外のものがいわゆる指定管理者が目的外使用許可をすることはできないこととなっています。その旨は、自治行政局長通知にも記載されておりますとあります。

最後に、カ、6点目、初期投資額はどれほど構想されているのか。あわせて財源の見通しが立っていればお聞きをしたいと思います。

最後の最後です。少し臆病な物の見方でございます。10年後、当然のことながら施設は傷みます。営利部門の経営が立ち行かなくなることも考えられます。初期投資をよしとしても本町に赤字経営を支えるだけの財政力はないと思います。このときレストラン、物産店をたたみトイレと駐車場、いわゆる休憩機能を残し、本来の姿となった道の駅を、国又は県に委譲することは可能かどうかについて、お伺いをいたします。

全国に900余りの道の駅が存在する中で、私の手元、ここに253施設に対するある大学の研究レポート、道の駅立地特性が経営に及ぼす影響があります。引用をさせていただきます。総売り上げ純利益に関する項目でございます。総売り上げ、純利益、黒字赤字に関する調査を行った。全体ではおおよそ3割の道の駅が赤字であり、都市的地域から山間農業地域になるに従って、赤字の割合が高くなる傾向にある云々、このように、これによりますと、その約3分の1が赤字経営に陥っているとのことです。本来、道の駅は道路を歩きかう人々にトイレ、駐車場、道路情報を提

供し、快適な交通環境を創出しようとするものです。国は、営利を望むならば、度会町でどうぞ知恵を出してくださいといいます。補助金をもらった手前、トイレの管理は当然、度会町の守備範囲となります。肝を据えて調査、検討をし、広い視野を持って住民の福祉の増進に寄与する施設へと導いていただきたいと思います。

時には、度会町の身の丈がしなやかに伸びるような施策の展望に期待をいたします。きょう私は行政サイドからの視点で、ごく素朴な論点について考察し、議論をしてみました。当然、飲食業やスーパーなど、民間の商いに与える影響についても調査をお願いいたしたいと思います。官民一体となって相乗効果が発揮され、初めて住民の福祉の増進、すなわちみんなの幸せにつながることであります。

また、運営については、若い方々と女性の声を十分反映したものとなるよう期待をいたします。神話の時代、神宮御鎮座の地を求め、かの倭姫命がみずからの足でもって宮川をめぐり、やがて五十鈴川の地にたどり着かれましたように、度会町のこの道の駅についてもあせらず、確実な検証の旅を重ねながら、よきゴールにたどり着くことを願って、私の質問といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいま道の駅につきまして、登議員さんからお尋ねございました。たくさんいろいろ論点いただきましたので、ちょっとまた順位は前後するかもわかりませんし、漏らす場合もありますので、そのときはまたもう一度、後ほどお願いしたいと思います。

大変、大きなプロジェクトだと思っております。地方自治法第1条の2の第1項に住民の福祉の増進を図るということがございますが、これが私は幸せの条件が整った地域社会をつくることだというふうに理解をしております。当町にとりまして、道の駅の目的というのは、まず地場産業の振興に貢献するというのが、まず第一と考えています。

また、地域の人々の交流の場、これはもう町内外問わずということ。それから、人々が生きがいを見つけていく場所、感じていただく場所、癒やしの場、もういろいろございます。また、ここで私がよくいっています、創意と工夫によっての、いわゆる度会町のPRの拠点場、先ほど議員さんおっしゃったように倭姫伝説のまち、あるいは度会町会うたび出会いのまちと、こういったことをPRする場所としていく、非常にそこで内外問わず地域も発展していくんじゃないかと信じております。

また、道の駅の設置の目的の一つはここにございますけども、先ほどおっしゃった地方自治法の第244条第1項で、公の施設であると考えています。

また、全国900から道の駅ある中で、既存施設の中では指定管理者制度というような管理としている施設もございます。従来どおりの道の駅ですと、もう当然失礼な言い方ですけど、経営というのが赤字になっていくというような形で、行政特有

の箱物行政と同じような結果が出ているんじゃないかと、我がまちはそういうことにならないように確信を持っていきたいというのが、私のもう一番の原点でございますので、御理解いただきたいと思えます。

また、この当町に道の駅を建設すること自体が、これはもうサニーロード沿いの周辺の市町、それから県知事の施策でございますけども、この南部地域の活性化というのにもつながっていくと思っておりますし、ビッグプロジェクトですので、ゴールまでたどる計画実施は決して甘くはないと思っておりますし、国や県の強力な支援をいただき計画から実施へ全力を尽くしたいと思っております。

また、論点がたくさんございますので、順序不同になるかもわかりませんが、一つ御理解をいただきたいと思えます。

まず、総合計画での施策体系の位置づけにつきましては、先に担当課長が回答したとおりでございます。

基本理念の考え方ということで、候補地として考えておりますのが、サニーロード沿いの南伊勢大橋の手前の大野木地内の農地でございます。

御指摘がございましたが、豪雨で冠水した経歴がございますので現段階としては一定の高さまで土地をかさ上げをして、造成を行いたいと考えております。また、あの場所自体がそんなに水捌けのよいところではございませんので、これからも今後、地質調査もしてまいりたいと思っております。

それから、この路線の玉城側のトンネルの方へ向かいますと山林がありまして、敷地の造成は切土となるため地耐力というのは有利ではないかと想像をしております。

そして再整備をしました宮リバー度会パークへの来訪者を誘導して、両施設への相乗効果をねらっていくには、非常に最適な土地であると考えております。あくまで候補地でございます。

交通量につきましては、国交省が道路交通センサスで平成17年と平成22年度に調査を行っていただいておりますので、24時間の通行量が平成17年には1万2,321台、平成22年度、1万1,810台ということで、いずれにしても1万台以上の通行量があったというのを、三重県で既に確認をいただいております。

それから、道の駅に求められる三つの機能、これは国のガイドラインで先ほど言いましたように、当然、休憩機能、それから情報発信機能、地域連携機能を発揮するというには、これはもう町の負担で町が建設ということがまず考えられます。

国交省へは道の駅として登録するためには、議員さんのおっしゃるような機能が必要でありますので、案内サービス施設の設置者というのは、市町村または市町村に代わり得る公的な団体でなければならないと要綱で示されています。

それから、道の駅の登録をするということが、集客力、収益力に結びつくと考え

ますので、地域振興施設を整備して、発展的に道の駅を登録していくことと考えております。

地域振興施設につきましては、いろいろなことが考えられますが、地域の先ほど申し上げました農林水産加工物の直販、私がかつていました屋台村構想をバザー施設として、地域の方々が今やっておられるものを継承しながら、あるいは新規に拡大をして幅広く行うような施設を、まず提供したいと、それからもう一つは地場産業の育成という面で地元食材を使った飲食店の店舗というのも可能になるんじゃないかと思っております。

もちろん国のガイドラインの許容の範囲内で行っていくことは、これは言うまでもございません。

それから、今言いました整備費用を含めて、管理運営等につきましては、担当課に指示をして今の先ほど言いました資料集めの既存施設の調査を行っているところです。既に県内の全部とは申し上げませんが、ほとんどのところの経営状況とか、どういうふうにしてつくられてきたかという経緯は、全部まとめていただいておりますので、また必要であれば議員さんにもお示しをしたいと思っております。そういうことで、そういったことを調査しながら、また資料を収集しながら、平成25年度に策定する構想の中で、十分に検討をしていきたいと思っております。

それから、バザールわたらいとの機能についてもこれから当事者を含めて協議をしながら、答えを出していきながら進めていきたいと思っております。

それから、基本構想の策定でございますが、策定支援業務としてコンサルタントに委託をするようになってはいますが、丸投げというんじゃないし、いろいろな意見やアイデアを集約しながら、相互に協議をしていきたいと思っております。

また、今後道の駅わたらいを実現するための協議会というのを設置してまいります。

また、このプロジェクトにつきましては、やはり度会町の全職員に全員が実現に向け、参加する共有意識を持ってもらいたいということも朝礼でも申し上げた記憶がございます。町内部で検討が可能なことは、協議をして進めていきたいんですけども、これは決して、先ほども申し上げましたように、町職員だけではなし得ないプロジェクトではございますので、そのためにはやはり今後、商工会等の団体の方々、あるいは民間事業者の営業も含めました民間事業者、それから学識経験者、大学教授さん等の方々にもタイミングをうまく合わせて、幅広い御意見をお聞きして、集約して慎重に一步一步進めていきたいという方向でおります。

それから、この事業につきましては、やはり国の交付金の活用が大前提となっておりますので、県とまた国の協力の支援を得られないとこれは成就できない事業だと思っておりますので、国と県へこれまで同様、お願いと協力を働きかけてサポート

していただくように努力をしていきたいと、このように思っています。

また今後、私の考えを十分に反映していただけるよう、そして町にとっての効果が最大限に発揮できるように、またサニーロードの先ほど言いました当町だけでなくして、周辺市町や南部地域のためにでも少しでも寄与できるような広域的な視野をもって、ウサギの気概と亀の心境で、創意と工夫を凝らして、皆さんとともに、また基本構想を策定していきたいと考えておりますので、一つ御理解のほどをよろしくをお願いをしたいと思います。

最後になりますけども、登議員さんをはじめ、町議会の議員さんの御協力と御支援をいただくということは、もう申すまでございませぬが、今後また皆さんの適切なアドバイスと御提言のほうをよろしく願いして、一つ成功ができるように、実現できるように向かってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） 幾つかの論点につきまして、お答えをいただきました。その中で、二、三お話をさせていただきたいと思っております。

まずは、基本となります度会町総合計画に対する位置づけでございます。町長は、構想的なものだというような御見解をお示しいただいたわけなんですけども、やはりこれは5年間の基本計画の最も重要な計画でございます。例えば、このような道の駅というようなビッグプロジェクトが展開される場合につきましては、場合によっては総合計画の改定というような物の見方が、私は必要になってくると、そのようなとらえ方をしております。また、160項目、議案に対する質疑でもお話をさせていただきまされたけれども、この総合計画の基本計画には160項目のある程度、具体的な項目が掲げられております。それぞれの行政担当者は、この160項目のどの項目に該当した予算提案をしているのか、それを自問自答しながら、やはり行政に携わっていただきたいと思っております。これは希望でございます。そのような認識でもって、お願いをしたいと思います。

それから、私とちょっと考え方が合わないところなんですけれども、一つは屋台村構想から町長はこの道の駅の中に物産展と地場産業の振興につながるような機能をもたすというようなことでございます。しかし、また宮リバー度会パークのバザール施設との線的な連携を考えるとというようなお話でございますけれども、やはり物産展に対しましては、宮リバー度会パークで毎週日曜日に農産物を販売していただいております。あの状況から考えますと、やはり機能は1カ所に集中をさせて捉えていくべきではないかと、そのような観点から私はスクラップアンドビルドというような考え方のもとに、宮リバー度会パークのバザール施設のあり方について、スクラップさせていくというような考え方が必要ではないかというように思います。

改めまして、私の考え方に対する町長の御所見をお伺いをしたいと思います。

また、もう一点、これは事務方をお願いをしておきます。先ほど町長は、これは公の施設になると明言をしていただきました。自治法244条の公の施設と指定管理者制度、また外部に経営を委託するというような方式と、とてもやないですけども直営では、もう不可能だと思います。ですから、委託とか、指定管理者制度とか、そういうことが考えられるものだと思います。全国の自治体の行政職員が悩んでおります。違法か、適法か、いろいろと問答が出されております。十分、事務方のほうで検討をしていただきますように、これはお答えは結構でございます。

町長には1点だけ、宮リバー度会パーク内にあります、バザール機能の見直しは、私は必要だと考えておりますが、もう一度、御所見をお伺いいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいま御指摘をいただきましたけれども、考え方に相違はございませんので、説明不足だったのかなと思ひまして、ちょっとわかっていただきたいのは、まず、二つございますけども、あのバザールわたらいは三つの機能を持っています。一つは先鞭が行われた産直販売、これはもう頑張ってもらっています。それから、もう一つは商工会が近年行ったいらっ茶いわたらい、それから飲食、これがございます。これをスクラップというのは、そう簡単にはできないと思います。私の考えはあくまで、産直の場合は農産物、農林水産物加工の直売の中で、一体化、一元化、一極集中にしていくということでございます。今の機能でははっきり申し上げて、頑張っておられますけど、底辺が非常に狭いので延び代が弱いんです。だからそういう面では、ああいう大きな核の交流の場へ持って行って、もっと大きなところで、地域に向けての広域を考えた直産販売をやっていきたくと。今年度予算化で皆さんに審議していただきましたんですけども、南伊勢と玉城と度会のサニーロード沿いの県の南部地域活性化基金を利用した複数以上の地で、いわゆる今の第62回の遷宮から後が、どんどんと観光客が落ち込むので、その対策としてサニーロードが主要道路としての位置づけが弱いので、県も力を入れますといってくれておる、非常にいい相乗効果でございますので、そんなところでいわゆる今、青空市の誘客推進事業というのを300万円ほど度会町も予算も盛りましたけども、あれを同時に進めていく、それも含めた集約で、例えば南伊勢なんかでもうまく折り合いがつけば、水産物をこちらで販売をさせていただくというような施設にもっていきたくという意味でございます。また、度会屋台村ですか、これは構想で一本の独立したいんですけども、そこへつくるよりも、同じ投資を効果考えた場合は、一カ所へ集中したほうが良いということで、あえて、まだこれからですけども、建物施設の周辺でいろいろ工夫して、バザー施設のところをつくって、地場産業の方や、いわゆる地域の団体の6次産業化したいとか、そういう方、いわゆる農林業の中で

農林水産物を売っていくんだという姿勢のある方を、発掘をしながらあそこでやっていただくというような施設、それからまた他町村からも、うちにはないような特産物を売っていただく場を提供したいと、ちょっと大きな視野で考えておりますので、スクラップアンドビルドということで簡単にはいきませんが、見直しをしたいということが基本が一致するところではないかと思えます。特に、飲食店につきましては、非常に水ものでございますので、難しいところもありますので、当事者とも先ほど言いましたように話をしながら、今後を見きわめたいと、冒頭にも申し上げましたように、新しいことをすると、あちら立てればこちら立たずということが、必ずこの事業では出てきますので、100点はないと思っておりますが、新しいほうの意欲にかけて、勇気をもって進みたいと、このように思っております。

それから、補足でございますが、私の記憶で確か、レストランと物産展ができたときに、だんだんと施設が老朽化していくと、そういうときには議員さんの質問で県や国への譲渡があり得るのかということ。私はそういう考えを持ってたら進みたいくないですし、またそうあってはいけないような道の駅をつくるべきやと思えますが、ただ神さんでないので、それはやっていただく指定管理者とか、いろんなこれからの今後の行き方で変わりますけども、栄枯盛衰の中で、しっかりした自立ができるよう努力していただくという形と、それから国へ県へもうお世話になった国と県に、老朽化でだめになったから、赤字やから渡すという考え方は、私はできないんじゃないかと思えます。その質問自体は愚問と失礼なんですけども、思いたくないと思っておりますので御理解いただきたいと思えます。ですから、本当に議員さんおっしゃったように慎重に取り組んでいきたいと思っておりますので、一つ適切なアドバイスを、これから具体的なアドバイスを一つお願いしたいと思えます。

もう私の考えの中では、もはや基本理念構想は、当然うちの担当課でしっかりと作り上げてもらうように、指示はもう早くからしておりますので、必ず国や県に納得のいく構想計画を立てていただけるものと私は職員を信頼してやっておりますので、議員さんがおっしゃった総合計画の160項目につきましては、全職員に改めて、もう一度、地方の住民サービスの中で、この位置づけをちゃんと各担当課がこういうことのジャンルの部分を現場サイドからやったときには、理念につながるんやということを、やはり自覚を持つように、また改めて指導していきたいと思えますので、御了解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） 愚問に対する丁寧なお答えをいただきました。私は、やはり10年後を想定するときに、町長も私もこの立場にないかもわかりません。しかし、想定外であったということは、許されるべきではないかと思えます。10年後に賢者

の質問であったか、愚問であったかを見極めていただきたいと思います。私も当然のことながら、成功していただきたいと思います、そのような気持ちを持ってお話をさせていただきます。どうぞ、怠りのないよう研究をしていただきたいと思います。

また、もう一つ、今、バザールわたらいで産直で頑張ってみえる方々、この方々の御努力に対しましても、私は敬意を持って見守らせていただいております。どうか、この方々の努力がこの将来に展望されます道の駅等のほうへも反映されることをお願いしたいと思います。

さらにまた、今年度平成25年度の予算の執行状況、400万円余りでございますけれども、これらの執行状況を調査研究結果を待ちまして、さらに議論を深めたいと思っております。ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 以上で、登議員の質問は終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時40分休憩)

(10時53分再開)

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 牧 幸作議員。

○予算決算常任委員長（牧 幸作） 報告いたします。予算決算常任委員会に付託されました、議案第1号 平成25年度度会町一般会計予算、議案第3号 平成25年度度会町簡易水道事業特別会計、議案第8号 平成24年度度会町一般会計補正予算（第5号）、議案第10号 平成24年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の4議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。以上で、報告終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務教育常任委員長より報告を求めます。

総務教育常任委員長 八木 淳議員。

○**総務教育常任委員長（八木 淳）** 報告いたします。総務教育常任委員会に付託されました、議案第2号 平成25年度度会町国民健康保険特別会計予算、議案第6号 平成25年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算、議案第7号 平成25年度度会町後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号 平成24年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第12号 度会町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号 度会町暴力団排除条例の一部を改正する条例について、議案第15号 度会町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第23号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について、以上、9議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。以上で、報告を終わります。

○**議長（中村 忠彦）** ただいまの総務教育常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○**議長（中村 忠彦）** 質疑なしと認めます。

総務教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業福祉常任委員長より報告を求めます。

産業福祉常任委員長 木本タエ子議員。

○**産業福祉常任委員長（木本 タエ子）** 報告いたします。産業福祉常任委員会に付託されました、議案第3号 平成25年度度会町簡易水道事業特別会計予算、議案第4号 平成25年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第5号 平成25年度度会町介護保険特別会計予算、議案第10号 平成24年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第11号 平成24年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第14号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第16号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第17号 度会町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例について、議案第18号 度会町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例について、議案第19号 度会町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、議案第20号 度会町営住宅等の整備基準を定める条例について、議案第21号 度会町水道法施行条例について、議案第24号 わたらい老人福祉施設

組合の共同処理する事務の変更及びわたらい老人福祉施設組合の規約の変更に関する協議について、議案第25号 度会広域連合の共同処理する事務の変更及び度会広域連合規約の変更に関する協議について、議案第26号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の指定管理者の指定につき同意を求めることについて、以上15議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告をいたします。以上で報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの産業福祉常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

産業福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

よって各常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

これで常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第1号～議案第26号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号から議案第26号についてを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第1号から議案第26号までの討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

◎採決（議案第1号～議案第26号）

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号から議案第26号についてを採決いたします。

議案第1号 平成25年度 度会町一般会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。よって議案第1号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第2号 平成25年度度会町国民健康保険特別会計予算に対し、

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第2号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号 平成25年度度会町簡易水道事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第3号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第4号 平成25年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第4号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第5号 平成25年度度会町介護保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第5号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第6号 平成25年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第6号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第7号 平成25年度度会町後期高齢者医療特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第7号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第8号 平成24年度度会町一般会計補正予算(第5号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第8号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第9号 平成24年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第

4号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第9号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第10号 平成24年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第10号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第11号 平成24年度度会町介護保険特別会計補正予算(第3号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第11号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第12号 度会町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第12号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第13号 度会町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第13号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第14号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第14号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第15号 度会町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第15号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第16号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第16号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第17号 度会町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第17号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第18号 度会町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第18号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第19号 度会町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第19号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第20号 度会町営住宅等の整備基準を定める条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第20号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第21号 度会町水道法施行条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第21号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第22号は原案どおり可決さ

れました。

続きまして、議案第23号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第23号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第24号 わたらい老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及びわたらい老人福祉施設組合の規約の変更に関する協議についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第24号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第25号 度会広域連合の共同処理する事務の変更及び度会広域連合規約の変更に関する協議についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第25号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第26号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の指定管理者の指定につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第26号は原案どおり可決されました。

以上、議案第1号から議案第26号までの26議案は、全て原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

(11時11分休憩)

(11時13分再開)

○議長(中村 忠彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案の上程(議案第29号)

追加日程第1 お諮りをいたします。

ただいま町長から議案第29号が提出されました。

議案第29号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎提案理由の説明(議案第29号)

追加日程第2 議案第29号を議題といたします。

それでは、提案者町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長(中村 順一) それでは、議案第29号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令、平成25年政令第16号が平成25年1月25日に施行され、続けて国民健康法施行令の一部を改正する政令、平成25年制令第39号が同年2月22日に公布、4月1日から施行され、国民健康保険から後期高齢者医療保険への移行に伴い、単身となる世帯について国民健康保険税のうち平等割り額医療分及び支援金分が特定月以降5年を経過するまでの間、2分の1を軽減する措置についてと、さらに特定月以降8年を経過するまでの間の3年間、4分の1を軽減する措置が加えられる軽減期間の延長がなされることから、関連する当該条例の一部を改正したいというのが、提案理由でございます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長(中村 忠彦) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎質疑、討論、採決(議案第29号)

追加日程第3 これより、お手元に配付いたしました議案第29号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

議案第29号に対する質疑を打ち切ります。

お諮りをいたします。

議案第29号については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

議案第29号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対し、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

他にございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 討論なしと認めます。

議案第29号に対する討論を打ち切ります。

これで、討論を終わります。

これより、議案第29号についてを採決いたします。

議案第29号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。よって議案第29号は原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

（11時18分休憩）

（11時20分再開）

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員提出議案の上程（発議第1号、発議第2号）

日程第4 お諮りをいたします。

本日、議員提出されました発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第2号 度会町議会会議規則の一部を改正する規則についてを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎提案理由の説明（発議第1号、発議第2号）

日程第5 発議第1号及び発議第2号を議題といたします。

それでは、提出議員より提案理由の説明を求めます。

7番 八木淳議員。

○7番（八木 淳） 発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

平成25年3月15日提出

提出者 度会町議会議員 八木淳

賛成者 度会町議会議員 登喜三雄

同じく岡村広彦

同じく舟瀬勝

同じく牧幸作

同じく木本タエ子

提案理由といたしまして、平成24年9月5日地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、標準町村議会委員会条例の例に倣い、本条例の一部を改正するもので、特に、常任委員会所属義務の取り扱いが、各議会にゆだねられるもので、地方自治法で定められていた「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。」加えて当町の議会運用上「ただし、議長においては、この限りではない。」の規定を本条例で規定し、その運用を議会に委ねることとすることから、本条例の一部を改正いたしたい。これが、この議案を提出する理由であります。

続きまして、発議第2号 度会町議会会議規則の一部を改正する条例について

平成25年3月15日提出

提出者 度会町議会議員 八木淳

賛成者 度会町議会議員 登喜三雄

同じく岡村広彦

同じく舟瀬勝

同じく牧幸作

同じく木本タエ子

提案理由といたしまして、平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、標準町村議会会議規則の例に倣い、本規則の一部を改正するもので、これまで委員会のみで実施することが可能であった公聴会の開催や参考人の招致を本会議においても行えることになることから、これらの手続方法についての規定を新たに度会町議会会議規則に盛り込むため、本規則の一部を改正いたしたい。これが、この議案を提出する理由であります。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎質疑、討論、採決（発議第1号、発議第2号）

日程第6 これより、お手元に配付いたしました発議第1号及び発議第2号、以上、発議2件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

発議第1号及び発議第2号に対する質疑を打ち切ります。

お諮りをします。

発議第1号及び発議第2号について、討論を省略して、採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、採決をいたします。

発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。よって発議第1号については原案どおり可決されました。

続きまして、発議第2号 度会町議会会議規則の一部を改正する規則についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。よって発議第2号については原案どおり可決されました。

以上、発議第1号及び発議第2号の発議2件については、全て原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

日程第5 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、平成25年第1回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員